

京都市教育委員会告示第10号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第30条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定有形民俗文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第3に掲げる文化財を京都市指定名勝に指定し、同条例第41条第1項及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、別表第4に掲げる文化財を京都市登録有形文化財に登録したので、同条例第6条第3項（第30条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）及び同施行規則第13条第6項の規定により告示します。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

別表第1 京都市指定有形文化財

建造物

名称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
伏見稻荷大社松の下屋及び茶室（瑞芳軒）	2棟	松の下屋 1棟 玄関棟 木造, 平屋建, 寄棟造, 棧瓦葺, 一部檜皮葺 座敷棟 木造, 2階建, 寄棟造, 棧瓦葺, 一部檜皮葺, 一部柿葺, 一部銅板葺 勝手棟 木造, 平屋一部地下1階建, 切妻造, 棧瓦葺 土蔵 2階建, 切妻造, 本瓦葺 茶室（瑞芳軒） 1棟 平屋建, 寄棟造, 棧瓦葺, 一部檜皮葺, 一部銅板葺 附門 1棟 間口2.2メートル 薬医門, 本瓦葺 供待 1棟 桁行4.2メートル, 梁行1.2メートル 棧瓦葺	伏見稻荷大社	京都市伏見区深草藪之内町68番地	京都市伏見区深草藪之内町35番1, 35番2

美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
絵画	紙本著色十念寺縁起 <small>土佐光茂筆</small> 附 題簽 4枚	2巻	十念寺	京都市上京区寺町通今出川上る鶴山町13番地

彫刻	木造深山正虎坐像 像内に願主上月宗全, 大仏師清水 右近隆慶等の銘がある	1 軀	市川車僧 保存会	京都市右京区太 秦海正寺町1 2 番地
古文書	制札 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 任雅意不可入当庄之 山河者也」とある 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 任雅意不可入当庄之 山河者也」とある 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 任雅意不可入当庄之 山河者也」とある 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 不可入朽木針畑以下 百姓等者也」とある 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 不可入朽木針畑以下 百姓等者也」とある 一, 貞治四年十二月十四日 室町幕 府使節代連署禁制 1 枚 「所定之堺, 不可入朽木針畑以下 百姓等者也」とある	6 枚	久多自治 振興会	京都市左京区久 多
考古資料	公家町遺跡 (安禅寺杉之坊) 出土品	2 8 1 点	京都市	京都市中京区寺 町通御池上る上 本能寺前町4 8 8 番地
考古資料	公家町遺跡 (櫛笥家) 出土品	2 7 4 点	京都市	京都市中京区寺 町通御池上る上 本能寺前町4 8 8 番地

別表第 2

京都市指定有形民俗文化財

名 称	数	所有者	所有者の住所
桃山天満宮の奉納大工道具 附 鞆 1 0 点	6 0 点	天満宮社	京都市伏見区御香宮門前町1 7 3 番地

別表第3

京都市指定名勝

名 称	所 在 地	地 域
浄住寺の庭	京都市西京区山田開キ町	9番の1のうち, 1, 3 3 3. 0平方メートル

備考 指定地域に関する図面は, 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

別表第4

京都市登録有形文化財

名 称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
伏見街道 第三橋 (三之橋)	1 基	石造アーチ橋 (花崗石) 橋長 5.70 メートル 全幅 7.30 メートル 径間 2.70 メートル (一体となって橋を構成している部分を含む)	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	京都市東山区本町十七丁目
伏見街道 第四橋 (直違橋)	1 基	石造円形アーチ橋 (花崗石) 橋長 6.06 メートル 全幅 8.60 メートル 径間 3.04 メートル (一体となって橋を構成している部分を含む)	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	京都市伏見区深草直違橋北一丁目

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)